

面会・陳情のお願い

2025年4月21日

東京都代理人弁護士 [REDACTED] 先生
(FAX [REDACTED])

〒160-022
東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル 5 階
東京共同法律事務所
電 話 03-3341-3133
FAX 03-3355-0445
江蔵智氏代理人
弁護士 海 渡 雄 一
弁護士 小 川 隆 太 郎



冠省

お世話になっております。生物学上の親調査義務確認等請求事件（東京地裁令和3（ワ）第28700号）について、本日、東京地方裁判所が一部認容判決を下しました。すなわち、当方の主張のうち確認請求及び損害賠償請求については棄却し、東京都に対して調査実施を求める請求のみを認める判決でした。判決を検討した結果、既に江蔵氏の育ての母親は高齢であり施設に入所されていること（生みの父親は既に逝去されております）、一方で江蔵氏の生物学上の両親も相当高齢になっていることが推定されることを踏まえ、お互いが生きているうちに2組の親子の再会を実現したいという強い思いから、当方は、本判決に対して東京都が控訴しないのであれば、当方も控訴しないこととしました。

東京都におかれましても、控訴することなく、本判決で示された司法判断を受け入れ、1日も早く本件の調査に着手して頂くようお願い致します。

この点につきまして、突然ではございますが、4月24日（木曜）12時～13時30分の間であれば、江蔵氏本人及び当職ら代理人弁護士は、東京都庁に伺うことができます。

是非、本判決を踏まえた今後の対応について、本件の御担当者及び小池百合子都知事との面会・陳情をさせて頂きたく、ご調整をお願い致します。都知事

には江蔵氏の声を直接聞いて頂いた上で、本件に対して東京都として控訴するかどうかを自ら御判断頂きたいと強く希望しております。

江蔵氏との面会を行うかどうかについては、必ず都知事ご本人にご判断を頂くようにして下さい。

上記日程ではご都合が悪いようでしたら、調整いたしますので代替日程の候補日時をご教示下さいますようお願い致します。

以上、ご連絡いたします。事案の性質に鑑み、迅速なご対応をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

なお、本判決については既に多数のメディアで取り上げられており、大きな社会的関心を呼んでいることから、本面会・陳情依頼書につきましても公開させて頂くこと御了承ください。

不